

子どものための保護者活動を考える会 会則

第1章 総則

第1条 本会は、子どものための保護者活動を考える会（以下「会」という）と称する。

第2条 会の事務局は、会長宅に置く。

第3条 会の目的は、次のとおりとする。

- (1) 時代に合わせた「子どものための保護者活動」の意義・役割について考察する。
- (2) 「子どものための保護者活動」の担い手が繋がることの出来る場を構築する。
- (3) 教職員及び保護者の声を集めて行政と意見交換することにより、就学児も親もより住みやすい街を、行政と共創していく。

第4条 本会は次の方針に従って行動する。

- (1) 本会は、自主独立の民主団体として活動するものであって、非営利的、非宗教的、非政治的である。
- (2) 本会は、本会の目的達成のため、学校/自治体の枠を越えて連携すると共に、他の社会的団体及び機関と協力する。
- (3) ボランティア団体であることを踏まえ、活動はボランティアベースで行うことを基本とする。

第5条 本会の活動に関わる全ての者は、関連法令等を遵守し、社会的規範に則り、適正な運営を行うこと。

第2章 会員

第6条 会は、第3条の目的に賛同する保護者及びそれに準じる人を以て構成する。

第7条 メンバーは全て平等の権利を有する。

第3章 会計

第8条 本会の会費は「無料」とする。

第9条 本会の活動として必要な経費が発生する場合は、メンバーで相談して分担することを基本とする。

第4章 役員

第10条 会に会長を置く。その他、役職の追加が必要な場合は、総会にて決定する。

第11条 役員は、総会において就任する。その任期は次の定期総会までの1年とし、再任を妨げない。

第12条 会長は、会を代表し、会務を総括する。

第5章 会議

第13条 総会は、会の最高議決機関である。「子どものための保護者活動を考える会」グループに所属するメンバーの投票により、次のことを決定する。

- (1) 会則の改廃
- (2) 活動方針・事業計画
- (3) 役員の承認
- (4) その他、特に必要な事項

第14条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- (1) 定期総会は、年度始めに開催し、臨時総会は、5人以上のメンバーが必要と認めたとき、会長がこれを召集する。
- (2) 総会は、委任状を含め議決権総数の3分の1以上の出席がなければ成立しない。
- (3) 総会の形式は、対面・書面・Web何れでも可とする。

第15条 総会の議長はメンバーの中から選出し、議事決定にあたっては賛否同数の場合、議長がこれを決定する。

第6章 情報の取扱

第16条 本会は、個人情報の保護に関する法律ならびに関連する法令を遵守する。

付 則 この会則は、2024年9月23日より適用する。